

「明治四年（1871）加納藩知事による雨乞いに関する史料」を読もう

1 今回読む史料

- ・青木久太郎家文書（岐阜県歴史資料館所蔵）のうち、青木久衛による「明治四年二番諸事日記帳」に記録された、加納藩知事による雨乞いに関する史料。
- ・テキストは、同年6月1日から28日までの日記に見られる6日分の雨乞いに関する記述を抜き出したもの。

2 青木久太郎家文書について

青木久太郎家文書は、元文5年（1740）から明治初年まで、厚見郡下佐波村（現岐阜市柳津町下佐波）の庄屋を務めた青木家に伝えられた文書群で、これまでに三度にわたり整理が行われ、岐阜県所在史料目録第9集、同59集および同集補遺として目録が公開されている。

同文書は、江戸時代後期から大正に至るまでの、下佐波村を中心とする地域における政治・経済状況、社会生活や文化の様子・変遷を具体的に示す、豊富で継続的な史料であり、その史料的価値は早くから注目されてきた。

3 語句解説

時雨 この場合は「地雨<じあめ>」のことと考えられる。「地雨」は、一定の強さで長く降り続く雨。「時雨<しぐれ>」は、晩秋から初冬に降る、降ったり止んだりする雨。

水旱 本来は「洪水と旱魃（かんばつ）。「旱」は日照り、乾くの意。「魃」も日照りの意だが、加えて、旱魃をもたらす日照りの神の意もある。ここでは田の水が乾き干上がるの意。

かい草 「飼い草」あるいは「掻い（き）草」か。「飼い草」は、家畜の飼料にする草、かいば。「掻い（き）草」は雑草を掻き取ること。

雨乞 下佐波村は延享3年（1746）以降、北組（北屋敷、山、川原）と南組（坂牧〈巻〉、領毛）に分かれ、南・北それぞれに庄屋が置かれていたが、雨乞い等の共同祈願の行事や祭礼は、下佐波村全体で引き続き行った。なお、青木家は北屋敷の八幡神社の南東に隣接していた。

下郷

佐波、次木（なめき）、高川原・日置江・茶屋新田・高桑・鶉の7か村は、東を木曾川、西を長良川、南を境川、北を百曲（荒田）川に囲まれ、加納輪中内の下流部に位置することから下郷と呼ばれ、佐波輪中（「百曲堤輪中」とも）を形成していた。

しわぼり 「しわぼる」は、萎びる、萎れるの意か。

御上様 加納藩知事永井尚服（なおこと）を指す。加納藩最後の藩主で慶応3年（1867）6月に若年寄りに就任（同4年2月解任）。明治2年（1869）の版籍奉還後は加納藩知事となり、同4年7月14日の廃藩置県により東京へ移住。

多度山之黒幣 多度山は、海津市と桑名市の境に位置する養老山地の南端に位置する標高403mの山。ここでは南山麓に鎮座する多度大社を指す。主祭神は天津彦根命（あまつひこねのみこと）。境内の別宮一目連神社は、天目一箇命（あめのまひとつのみこと）を祀るが、古くから一目連神社の神は片目の竜神とされ、「一目竜」と呼び、雨乞いの神、風難除けの神として、農民や漁民の信仰が篤かった。この神社で雨乞い祈禱をしてもらい、御幣を受けて帰村し、村の鎮守等に祀り、村民一同が雨の恵みが得られるよう祈願した。

御幣には黒幣、銀幣、金幣の三種があり、黒から始め、より強い霊験を求めて、銀、金と祈願を重ねた。文化14年（1817）～嘉永5年（1852）の知多半島の村々の村方文

書には、黒幣を請ける際の雨乞い祈祷料は 7 両 2 分と記録されている。

堤通 堤（境川の堤防）上の道。

八ツ時分 午後 2 時頃

桃灯 提灯のこと。「提」はささげ持つ動作、「桃」はかかげる動作を意味するが、現在ではもっぱら「提灯」の表記を用いる。下佐波村では、提灯を神前に掲げ（奉獻し）て行う雨乞いの方法（雨乞い提灯）があり、簡便であることから、雨乞いの初期段階でしばしば用いられた。

雨降ヲ掛候 降雨の願掛けをしました、の意

神徳清明 神威（神の威光。神の威力）が清く明らかなこと。

瑞 めでたいこと。めでたいしるし。

八幡宮 ここでは下佐波鎮座の惣（総）社八幡宮を指す。旧下佐波村（明治 5 年に上佐波、中佐波、下佐波の三か村が合併し佐波村となる）には、下佐波の八幡宮、領毛の八幡宮、坂巻の神明宮、須原宮があった。須原宮を除く三社は「佐波三社」と呼ばれ、古来「佐波三郷（上佐波、中佐波、下佐波）」から信仰されたが、とりわけ下佐波の八幡宮は「惣社」として篤く信仰され、惣社八幡宮（村八幡宮、本村八幡宮とも）と呼ばれた。

松明にて雨乞御礼 雨乞い掛け（願掛け）の松明の神前奉獻や松明行列が各地で行われていたこと、また雨が降った時の御礼にも同様の方法で感謝の気持ちを表していたことはよく知られており、佐波でもしばしば行われてきた。この時は、25 日までに行われた加納藩知事の多度山祈願や、村方の惣社八幡宮への雨乞提灯により降雨が得られた御礼として、各家一本の松明を持ち寄り、八幡宮の神前に掲げてお礼の参拝をし、その後石川塚まで松明を持って行列行進したのである。

石川塚 坂牧集落の真東の境川堤には江戸期を通じて塚樋が設置され、「石川塚」と呼ばれていた。この塚樋から輪中内に溜まった悪水が排出されていた。現在も同じ場所付近に石川樋門が設けられている。なお、中佐波村の東の境川堤には玄蕃塚が設置されていた。現在も玄蕃樋門が設置されている。

廻章 複数のあて先に対し、順次に回覧させる方法をもって同一の用件を伝達する文書のこと。廻文、廻状とも言う。近世では、領主や代官が支配下の村々に命令を伝える場合に用いられた。

<参考>

（1）下佐波村の雨乞いについて

青木久太郎家文書の雨乞い史料には、江戸後期から明治半ばまでの下佐波地域の雨乞い習俗に関する記事を多く見いだすことができる。その分析から、この地の雨乞いには、①提灯奉獻、②松明奉獻・行列、③百度参り、④湯の花（湯立て）、⑤村外の著名な雨乞い神への祈願、⑥お籠り、⑦芸能奉納（雨乞い踊り、浄瑠璃、手踊り）、⑧神官による雨乞い祈祷等の方法があったことが判明している。

雨乞いは少なくとも明治 10 年頃までは旧村単位で行われた。

（2）藩主による雨乞い祈願について

領主にとって領内からあがる年貢収益が藩財政の基盤をなしていた。そのため領民の稲作をはじめとする農業経営の安定や発展は、藩の収入確保や支配の安定ために不可欠であった。農作物の生育や実りを妨げる最も大きなものは早魃であった。早魃が続くと、各地の領主は領民の要望を受けて、しばしば雨乞いの霊験で著名な神社・仏閣に雨乞い祈願を行った。

岐阜県内では、大垣藩主による夜叉が池の竜神への祈願が知られるが、管見の限りそのほかの事例についてはこれまでにほとんど報告されていないように思われる。今回読む資料により知ることのできる加納藩知事による雨乞いは、領民側による間接的な史料ながら、その様子的一端を伝える資料として貴重である。